

新型コロナウイルス感染症
第12回 危機管理対策本部 会議次第

令和2年4月9日(木)
第二委員会室

1 開 会

2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための区業務・職員体制の考え方について(案)
- (2) 備蓄用マスクの職員への配布等について
- (3) 各部の対応について
 - ① 地域振興部(北とぴあ等)

区民施設(北とぴあ、赤羽会館、滝野川会館、ふれあい館)の対応については、既に5月6日まで原則として利用休止としているところであるが、テナント等の臨時休業に伴い、部分的に閉鎖する。
 - ② 土木部(区立公園)
 - ③ 子ども未来部(保育園・学童クラブ)

3 閉 会

令和2年4月8日
土木部道路公園課

区立公園の利用休止について

新型コロナウイルス感染症（COVID 19）の更なる感染拡大防止のため、以下のとおり対応することといたしたい。

1. 休止期間を延長する施設

- | | |
|-----------------|--|
| ① 荒川岩淵関緑地パーク1-場 | 旧：令和2年2月26日～4月12日
新：令和2年2月26日～5月31日 |
| ② 赤羽自然観察公園・炊事棟 | 旧：令和2年2月26日～4月12日
新：令和2年2月26日～5月31日 |
| ③ 名主の滝公園・茶室 | 旧：令和2年3月30日～4月13日
新：令和2年3月30日～5月6日 |
| ④ 飛鳥山公園・飛鳥舞台 | 旧：令和2年4月3日～4月12日
新：令和2年4月3日～5月6日 |

2. 新たに休止する施設（予定）

- | | |
|---|----------------|
| ① 飛鳥山公園モルル
西ヶ原みんなの公園エレベーター | 令和2年4月9日～5月6日 |
| ② 公園内駐車場（土、日、祝日のみ利用可能）
（荒川赤羽緑地駐車場、荒川岩淵関緑地駐車場） | 令和2年4月9日～5月6日 |
| ③ 浮間つり堀公園 | 令和2年4月9日～5月6日 |
| ④ 公園内の水施設（土、日、祝日のみ運転）
（飛鳥山公園、音無親水公園、清水坂公園、滝野川公園、西ヶ原みんなの公園） | 令和2年5月1日～5月31日 |

3. その他

主要な公園の出入り口に利用の自粛を求める看板を順次設置するとともに、区HPで周知していく。

令和2年4月8日

保育園

学童クラブ

学童クラブ特例利用（4-6・待機児童）

ご利用の保護者のみなさまへ

北区教育委員会事務局

子ども未来部長 早川 雅子

日頃より、北区の子ども子育て事業にご理解、ご協力を頂き誠にありがとうございます。

さて、北区教育委員会としては、国の緊急事態が宣言されたことを踏まえて、保育園や学童クラブ等の運営について検討を行った結果、ご利用のみなさまに、より一層の登園・登室の自粛をお願いしたうえで、社会生活を維持するため必要不可欠な部分の役割を果たすため、その規模を縮小して保育園と学童クラブ等を運営することといたしました。

すでに、メディア等を通じて繰り返しアナウンスされているとおり、「ステイホーム」の言葉とともに、外出を避けることが感染を防ぐ最善の策であることは周知のとおりです。この際、保育園および学童クラブ等とも、下記に該当する以外のみなさまには、登園・登室を控えていただくよう、要請いたします。

なお、現在、東京都は、緊急措置の対象となる施設等を国と調整中であるため、新たな指示、要請が出た場合は、変更内容等について改めてお知らせいたします。

記

1 受け入れ対象となる園児・児童

- (1) 保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがない園児・児童
社会機能維持事業者の例) 行政機関、交通、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの
- (2) 緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがない園児・児童
例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など

2 緊急事態宣言を踏まえた対応の期間

4月9日（木）から5月6日（水）まで

【お問合せ先】

区立保育園に関すること	保育課保育運営係	直通 3908-9127
私立保育園に関すること	保育課私立保育園係	直通 3908-1333
学童クラブ等に関すること	子どもわくわく課	直通 3908-9361

令和2年4月8日

北区内の学童クラブ・認可保育園等に
児童が在籍する保護者の勤務先事業者の皆さま

東京都北区長 花川 與惣太

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた
利用・登園自粛の要請について

このたび東京都北区教育委員会においては、国の緊急事態宣言等を踏まえて、保育園及び学童クラブご利用のみなさまで、下記の項目に該当される以外の方に、登園等の自粛を要請するにいたしました。

貴事業所におかれましては、こうした状況を考慮いただき、当該就労者の在宅勤務や事故休暇の取得などについて、貴社の制度、公的機関が実施する予定の支援制度を最大限活用いただき、特段のご配慮をお願いするものです。

記

1 受け入れ対象となる園児・児童

(1) 保護者が医療関係者や社会機能維持事業者等としてお勤めの方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

社会機能維持事業者の例) 行政機関、交通、物流、食品・医薬品の販売等に従事するもの

(2) 緊急事態宣言後においても、引き続き保育等が行えない特段の事情がある方で、他に保育等を行うものがない園児・児童

例) 保護者の病気・けが、ひとり親家庭など